

# 新・OECD多国籍企業行動指針 (RBCに関する行動指針)

—その実践により「責任ある企業行動」の促進、実現へ

OECD諮問委員会多国籍企業行動指針改訂検討タスクフォース座長  
BIAC責任ある企業行動委員会副委員長  
日鉄ソリューションズ顧問

佐久間 総一郎  
さくま そういちろう



## OECD多国籍企業行動指針とは

OECD多国籍企業行動指針とは、OECD加盟国と非加盟参加国(13カ国)<sup>(注1)</sup>のグローバル企業などが守るべき行動指針である。OECDにおいて、1976年の制定後、数次の改訂を経て、2023年に直近の改訂版が採択され、名称も新たに「責任ある企業行動に係る多国籍企業行動指針」<sup>(注2)</sup>（以下「RBC行動指針」となった）。

企業の事業活動に関連して生じ得る負の影響に、企業自らが責任をもって対処することが、経済、社会の持続可能で包摂的な成長を

もたらす。RBC行動指針は、その基本的なコンセプトは前回2011年の改訂で整えられたが、図表にある通り広範な分野をカバーしており、サプライチェーンを含む企業活動に伴う負の影響を特定し、防止し、緩和するために、各リスクに基づくデュー・ディリジエンス(自己点検・対処)を実施することなどを企業に求めている。規範となる行為を定めてはいるが、企業を法的に拘束するものではなく、企業の自発的な遵守を前提とした参加

に対応するため、National Contact Points (NCP、連絡窓口)が、各参加国の義務として指針の実施手続きに則り設置、運営されていくことには留意が必要である。他の機関や団体の行動原則、指針と大きく異なる特徴である。

## RBC行動指針へ —ビジネスへの期待の 高まりの中で

国政府の勧告という位置付けである。ただし、指針の普及を図るとともに、指針関連の苦情申し立ての受け付けや解決支援(あつせん)等

2011年の大改訂で、OECD多国籍企業行動指針に人権の章が新設され、一般方針の章にもデュー・ディリジエンスの実施とサ

(注1)アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、エジプト、ヨルダン、カザフスタン、モロッコ、ペルー、ルーマニア、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

(注2)責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針：OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

プライマリーチェーンに関する企業の責務が盛り込まれた。これは、ビジネスの役割は人権の尊重であって、人権の保護は政府の義務であるとした、2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿うものであった。

2022年のOECD閣僚理事会において、10余年の国際的な企業活動を取り巻く環境の変化に対応すべく、同指針を部分的にアップデートする方針が示された。以後、OECDはデータの性質上、どのような紛争もRBC行動指針の性質上、どのように応答することが必要となる。

そのためには、責任ある企業行動(Responsible Business Conduct: RBC)が大前提である。RBC行動指針は、OECD加盟国政府等が、BIACを含む利害関係者との協議を経て承認した、RBCに関する主導的なスタンダードである。最新の動向(AIなど科学技術の進歩等)も踏まえている。企業としては、各社の状況に応じた主体的(地に足のついた)か戦略的な(めりはりの利いた)指針の実践により、責任ある企業行動の促進、実現に取り組んでいかねばならない。

RBC行動指針の実践に当たっては、指針の特色といえるNCPと、EU・欧州諸国等で進むRBCに関する法制化への理解も必要である。企業に対する個別事案がNCPへ提起された場合、RBC行動指針自体は法的拘束力を持たないものの、問題とされた企業は何らかの形で影響を受ける。例えば、日本企業の海外の投資・融資先等が現地(RBC行動指針の非参加国も含む)で労働、環境問題等に絡み、紛争に巻き込まれた場合である。海外現地の法令には抵触しておらず、裁判などの法的手続きが終結または中途の状態にあつたとしても、現地の当事者が日本のNCPに問題を提起すれば、提起された企業は少な

くともこれに応答することが必要となる。

外務省：OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(2023年改訂版(仮訳))から抜粋

図表 RBC行動指針目次

第1部 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針	
序文	1
I. 概念と原則	4
II. 一般方針	6
III. 情報開示	14
IV. 人権	18
V. 雇用及び労使関係	22
VI. 環境	27
VII. 賄賄及びその他の形態の腐敗の防止	34
VIII. 消費者利益	38
IX. 科学、技術及びイノベーション	42
X. 競争	46
XI. 納税	48
第2部 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の実施手続	
理事会決定	51
手続	54
実施手続に関する注釈	60

外務省：OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(2023年改訂版(仮訳))から抜粋

投資委員会と作業部会が中心となり、関係者による度重なる協議を経て、2023年6月にRBC行動指針が成立した。上記の協議は、従来と同様、OECD事務局の調整のもと、ビジネスの代表であるBIAC、労働界代表のTUAC、NGOsの代表であるOECD Watchの3者が意見書や修正案を提出、投資委員会コンサルテーション会合での討議でも意見を表明した後、それらを受けて参加国政府が協議し、全会一致により裁定を下すというプロセスであった。

## 2023年改訂のポイント —デュー・ディリジェンスの適用拡大

2023年の改訂では、2011年改訂とは異なり、章の新設ではなく、またBIACの主張もあり、改訂前の指針の基本的な性格・構造は維持された。その一方、デュー・ディリジェンスの適用範囲が拡大されたほか、基準の追加(本文の単語数が3分の1以上増加した)により、実施すべき事項が大幅に増えた。また、RBC行動指針の実効性確保のため、NCPの機能強化も図られている。

例えば、デュー・ディリジェンスの適用対象外と定められていた科学と技術が、RBC行動指針では対象分野(内容も「科学、技術

の対応やデジタルトランスフォーメーション(DX)などの進展を受け、環境や科学、技術およびイノベーション分野で顕著である。気候変動、生物多様性、大気・水等のエコシステム、森林、廃棄物、アニマルウェルフェア等に関する企業の責務も明記された。下流にも適用との考え方から、スコープ3の温室効果ガス排出量にも適用が及んでいる。また、人権その他の分野でも、重要な基準(弱者、先住民等への特別な配慮など)が追加された。

## RBC行動指針の意義 —自由な国際投資環境を構築するために

自由で透明性のある国際投資環境を実現す

## 自分でととして —OECDでのルール形成に 参加を

OECDでは先駆的な事柄を議論している

ので、対岸の火事とばかり、そうした議論に無関心でいると、いつのまにかOECDでルールが形成され、さらに各国でそのルールが法制化されるなどして、数年後には日本企業のビジネスにも影響が出てくる場合がある。

筆者は、2007年からBIACの責任ある企業行動委員会(旧「国際投資とRBC委員会」)の副委員長として、多国籍企業行動指針の策定に関する協議に参画してきた。就任時には、OECDを舞台にビジネスと人権をめぐり侃々諤々の議論が交わされていたが、結果、2011年の改訂で人権に関する章が新設された。当時の日本では、企業、メディア、学界の関心は皆無に近かつたが、今や、日本でも人権が大きな経営課題となり、企業に人権方針等の開示が求められるようになるなど、隔世の感がある。経団連の会員企業には、ぜひBIACを通じてOECDにおけるルール形成に参加していただければ幸いである。国際社会でのアジアの比重が増大する今、日本からの参加はOECDコミュニティからも強く望まれている。

(注4)すでに全参加国ベースでは、100カ国以上で650件以上の個別事案がNCPに申し立てられている。日本のNCPが扱い、終了した個別事案も13件ある

(注3)「ビジネスと人権に関する指導原則」(日本語仮訳)：  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>